

議案第50号

コロナに負けるな！さんだエール基金条例の制定について

コロナに負けるな！さんだエール基金条例を次のとおり定める。

令和2年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

コロナに負けるな！さんだエール基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症対策の積極的な推進を図るため、コロナに負けるな！さんだエール基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収益金の額
- (3) 前条の趣旨に添う寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業であつて、次の各号に掲げるものの財源に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。

- (1) 感染予防に資する事業
- (2) 地域産業を支援する事業
- (3) 市民生活を支援する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(繰替運用)

第6条 市長は、財源上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。